

＜参考資料Ⅲ＞

本指針に基づく評価と政策評価法に基づく評価との関係

本指針と政策評価法とでは対象とする範囲が異なっているが、本指針が拠り所とする大綱的指針では『本指針（※「大綱的指針」を指す。）による評価の実施に当たっては、同法（※「政策評価法」を指す。）に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。』とされている。本指針に基づく評価の位置づけを明確にするために、以下において両者の関係を整理する。

1. 政策評価法に基づく研究評価

政策評価法では、実施時期によって「事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）」と「事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）」に評価が分類されている。

一方、政策評価法第5条第1項の規定に基づいて定められた「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日 閣議決定、平成17年12月16日改訂）においては、『政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的的に、「事業評価方式」「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるもの』とされている。

そして、総務省が政策評価法第6条に基づき定期的に定める「総務省政策評価基本計画」（平成19年11月26日総務省訓令60号）では、これらを踏まえ、各評価に用いる評価方法を具体的に定めている。

以上の枠組みの中、研究評価については、事前評価として、政策評価広報課が毎年度定める「研究開発事前評価実施要領」に基づいて実施している。また、事後評価については、同じく政策評価広報課が毎年度定める「総務省政策評価実施計画」に基づき、研究開発に関する政策がある場合、その評価を実施している。

2. 本指針に基づく研究評価との関係

本指針では、「研究開発施策」「研究開発課題」「研究開発機関等」「研究者等」の評価を対象としているが、政策評価法に基づく評価に直接対応するものは、研究開発課題の事前評価、終了評価である。本指針に基づき実施する評価を政策評価法に基づく事前評価、事後評価の基礎資料として活用することとする。

一方、政策評価法に基づく評価として省として統一的に実施している上述の研究評価のほかに、個別の制度ごとに当該制度及びそれに属する課題の各段階における評価を実施している。これは、統一的な実施要領等は定めていないが、政策評価法の趣旨に則って実施するものである。